

めざすべき方向性	意見内容	委員名	事務局回答
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【啓発・未然防止】	【啓発・未然防止】とあるが、「教育・啓発」とした方が分かりやすいのでは。	仲委員	「【教育・啓発】」に変更しました。
	「相談できる窓口などの積極的な周知」を入れてほしい。潜在化しやすい課題でもあるため、多くの人たちに相談や面談につながってもらう必要がある。	仲委員	「取組内容」の「支援に関する啓発、分かりやすい支援情報の提供」を「支援に関する啓発、相談窓口などの支援情報の積極的な周知」に変更しました。
	ここでの「未然防止」とは、啓発することで未然に防ぐという認識でよろしいか。	紀平委員	ご認識のとおり、啓発を通じて、困難な状態に陥ることを未然に防ぐという主旨です。なお、「めざすべき方向性」は「【教育・啓発】」に変更しました。
	「困難を抱える前の」未然防止という視点で考えるなら、10代の若者支援から考えないといけないと思った。	紀平委員	特に若年層の望まない妊娠を未然に防ぐという観点から、「取組内容」の「男女平等や人権擁護に関する社会意識の形成と教育の推進」における「今後の具体的な取組」として、中学生などの低年齢層への性や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発の実施を挙げました。なお、若年女性への支援は重点的に強化することとし、「めざすべき方向性」の「4 困難女性を支える仕組みづくり」における「取組内容」として「官民協働による孤立させない若年女性への支援」を挙げており、若年層が相談しやすい環境の整備促進など、若年層向けの施策を実施していく見込みです。
	支援を要する若者が安心安全な場所で暮らせる「くらしの保障」、社会参画できる「就労の場」の確保、これらにたどり着けない若者をどう受けとめていくのか、三重県にどのようなニーズがあるのかを、改めて調査・検討していく場が必要だと考える。	紀平委員	「4 困難女性を支える仕組みづくり」における「取組内容」として「生活基盤を支えるための支援」を挙げており、就業支援や住居の確保に関する支援を実施します。また、若年女性が相談しやすい環境の整備を促進することで、若年層を支援につなげることができるよう取り組みます。また、今後開催する予定の支援調整会議において、様々な関連支援機関のさまざまな意見をお聞きしながら、引き続きニーズ調査は継続していきます。
2 安心して相談できる体制づくり 【相談】	【相談】とあるが、「相談支援」にしてほしい。相談と支援はセットとして考えるため。	仲委員	「【相談支援】」に変更しました。
	「被害からの回復のための個々の状況に応じた専門相談」を入れてほしい。DVも性暴力もPTSD治療が必要な人たちがいるので、面談体制の整備をお願いしたい。心理職を数多く配置していただきたい。	仲委員	「取組内容」に「個々の状況に応じた専門相談の実施」を追加しました。
3 安心・安全が守られる保護体制の整備 【一時保護】	「多様なケースに応じた一時保護」をお願いしたい。令和元年6月21日の見直し方針に即した検討が必要かと思う。また、「若年女性の居場所づくりや一時保護」はこの項目にも関連する。	仲委員	「安全・安心の確保と保護体制の充実」の「今後の具体的な取組」として、多様なケースに応じた保護を行うために、一時保護先の拡充や一時保護条件の見直しなどを挙げました。若年女性に対しても、若年女性支援に特化した保護先の拡充を図る見込みです。
	同伴児童への支援は「保育」、「教育体制」、「心理的ケアの充実」と多岐に渡る。	仲委員	「同伴する子どもへの支援の充実」として、女性相談支援センターおよび母子生活支援施設における支援対象者および児童に対する心理面でのサポートの実施、居宅の支援対象者およびその子どもに対するメンタルケアの支援の充実、同伴する子どもに対する児童指導員による保育や学習支援などの支援の充実などを挙げました。
	DV支援を困窮女性の支援のための基本計画に含むとのことであるため、【一時保護】という言葉がインパクトが強すぎる。【一時保護】の文言は削除した方が良く考える。女性の安全の取り組み内容に、一時保護を入れた方が良く思う。	松岡委員	「【緊急対応】」に変更しました。
	女性新法の対象者は、「困難を抱える女性」であるので、DV以外で一時保護を実施する必要がある方の表記も必要ではないだろうか。例えば、予期せぬ妊娠をした方や、10代であるが居場所がない方など。「保護における多様な主体と連携の強化」がそれにあたるのか？	紀平委員	「安全・安心の確保と保護体制の充実」において、さまざまなケースに応じた保護を行うための保護先の拡充や困難な問題を抱える若年女性に特化した保護先の拡充を、「保護におけるさまざまな主体との切れ目ない支援の実施」において、県内外のシェルター機能を持つ施設との連携を挙げました。継続してDV以外の理由による一時保護者の受け皿については検討していきます。
	連携と言う点について、どういう機関と連携するのかということを含めて具体的な表記をしてほしい。	紀平委員	相談対応に関して「2 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】」の「関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり」などにおいて、連携する機関を明記しました。行政機関はもちろんのこと、県内外の民間団体を含め、各支援機関と連携していくことを想定しています。
	対象となる女性の中には、既存の保護施設を利用したくない、という意見を持つ方もいるが、そういった通常の支援からは外れてしまう方については、どのような対応をしていくのか。	紀平委員	行政の保護施設を望まない層が一定数存在することは把握していますので、県内外のシェルター機能を持つ民間団体との連携などに取り組んでいきたいと考えています。
4 困難女性の自立を支える体制づくり 【自立支援】	【自立支援】とあるが、「生活援助」などプレッシャーの軽い文言に変えてはどうか。就労、住宅確保、生活などの支援を行うもの。	仲委員	「4 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】」に変更しました。
	心理的支援はこの項目だけでなく、2、3、4全ての項目に関連する。	仲委員	それぞれの「めざすべき方向性」において、心理的支援に取り組むこととしています。
	「外国人、障がい者、高齢者、若年女性、LGBTQの方への対応」は、全ての項目が関連する。	仲委員	全ての「めざすべき方向性」において関連するものではありませんが、支援のための仕組みづくりという観点の中において特にこれらの方への支援を強化する、という主旨で記載しています。
	若年女性は重点課題であるため、特出しが必要かと思う。全体として、「若年女性への支援体制づくり」を第一命題として掲げてほしい。	仲委員	「官民協働による孤立させない若年女性への支援」を追加しました。
	「一時保護」のあとの「自立支援」の方向性を見直しをもって支援することの難しさを感じている。	紀平委員	自立支援に向けて、一つ一つ困難を解消していく必要があると考え、「【女性の困難の解消】」とさせていただきます。
	居場所づくりの部分で、民間シェルターの設置も話題になっていたが、まずは現存する施設を活用することを検討していただきたい（母子生活支援施設の空き居室の「柔軟な」利用など）。	紀平委員	「居場所づくりの支援」の「今後の具体的な取組」として、母子生活支援施設などの柔軟な活用の推進を挙げました。
	自立後も「繋がり続ける」ことができるように、リアルで相談できる居場所も大事だが、SNSなどで繋がれる場を作ってはどうか。	紀平委員	「官民協働による孤立させない若年女性への支援」の「今後の具体的な取組」として、SNSの更なる活用などによる若年女性が相談しやすい環境の整備の推進や、主に若年層を対象とした気軽に集える場所の整備の推進を挙げました。
5 関係機関と連携した支援体制づくり 【関係団体との連携】	【関係団体との連携】とあるが、「関係機関」とした方が一般的かと思う。	仲委員	「【関係機関との連携】」に変更しました。
	「市町における女性相談支援員の配置と定着の促進」を入れてほしい。相談員を確保すること、そして、研修を行うことはとても大切だと思う。	仲委員	「支援者の養成」の「今後の具体的な取組」として、市町における女性相談支援員の配置と定着の促進を挙げました。
	支援は「点」ではなく、「線」だと考えているので、中長期的に繋がりが続く仕組み作り（定期的に情報交換する場を作るなどの支援機関同士の繋がりが含む）や、制度の狭間で対象となる方の支援が分断されないようにするための自治体への働きかけが必要と考えている。	紀平委員	支援調整会議を連携の要と考えていることから、「支援調整会議およびDV対策協議会を活用した連携体制の構築および強化」の「今後の具体的な取組」として、支援調整会議を通じての会議参加団体との一層の連携強化や、支援調整会議、DV対策協議会、要保護児童対策地域協議会の機能的な活用の促進などを挙げました。継続して支援の連携について自治体に働きかけていきます。
	県内で女性支援を専門的に行うことができる受け皿はどれくらいあるのだろうか。また、専門職の育成も課題だと考えている。要支援者の多様化（メンタル的な課題や多国籍など）に支援者が疲弊しないためにも、受け皿の確保が必須だと考える。	紀平委員	都市部と比較すると三重県は少ない状況です。また、シェルター機能を持つ民間団体は無いものと把握しています。専門職の育成については、「支援者の養成」の「今後の具体的な取組」として挙げたものに取り組んでいきたいと考えています。なお、受け皿の確保については継続して検討していきます。
(全体に対して)	困難女性の背景は様々だが、居場所や住まいが無い方もいる。ネカフェや友人・知人宅を転々とされている人もいます。単身の方だけではなく、幼い子を抱えて転々としている妊婦の方もいます。そういう方々のために安心して身を寄せることができる居場所の活用を促してほしい。例えば、現時点では県内に無いようだが、民間シェルター。他に女性自立支援施設など。特に、単身妊婦に使ってほしいのが母子生活支援施設であり、国制度である「妊産婦生活援助事業」を県の取り組みとして母子生活支援施設で実施できるように、出来れば検討してほしい。	松岡委員	居場所の確保については、継続して検討していきます。また、「妊産婦生活援助事業」の三重県における実施については、市町への働きかけを行いつつ、県における実施について今後も検討していきたいと考えています。